

医療機関における 宿日直許可申請の手引き

佐賀県医療勤務環境改善支援センター

医師、看護師の断続的な宿日直の許可基準について

○ 宿日直とは

労働基準法では、常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務（例えば、いわゆる「寝当直」に当たるような業務）については、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外とすることを定めている（宿日直許可）。

○ 宿日直の許可基準

(1) 勤務の態様

ア 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務のみを認めるものであり、定期的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可の対象となる。

イ 原則として、通常の労働の継続は許可されない。したがって、本来業務の始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うものについては許可の対象にならない。

ウ 医師、看護師の場合、通常の勤務時間の拘束から完全に解放されたものであり、従事する業務は一般の宿日直業務以外には、以下のような特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限る。

- ・**医師**が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診などによる診察等（軽度の措置を含む）や、看護師に対する指示、確認を行うこと。
- ・**医師**が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間（非輪番日であるなど）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師に対する指示、確認を行うこと。
- ・**看護職員**が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間（例えば非輪番日であるなど）において、少数の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと。
- ・**看護職員**が、病室の提示巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと。

(2) 宿日直手当について

宿直勤務 1 回の宿直手当（深夜割増賃金を含む）又は日直勤務 1 回の日直手当の最低額は、事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われる賃金（労基法第37条の割増賃金の基礎となる賃金に限る）の 1 人 1 日平均額の 3 分の 1 を下らないものである必要がある。

※ 宿日直手当の金額が許可基準を満たす金額となっているか確認するための計算

$$\frac{\text{宿(日)直勤務総員数の 1 か月所定内賃金額合計}}{\text{1 か月所定労働日数} \times \text{宿(日)直勤務総員数} \times 3} \leq \text{宿(日)直手当額}$$

(3) 宿日直の回数

原則として、**宿直業務は週1回、日直業務は月1回**が限度。

ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべての者に宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週 1 回を超える宿直、月 1 回を超える日直についても許可される場合がある。

(4) その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。

宿日直の許可は、1つの病院、診療所等において、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って受けることもできる。



○ 宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

宿日直中に、通常と同態様の業務（例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など）がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である（宿直の場合には、夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要）。

なお、許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、その時間については、通常の労働時間として取り扱うとともに、本来の賃金（割増賃金が必要な場合は割増賃金も）を支払う必要がある。

○ 他病院で通常勤務を行う医師と労働契約を締結し、宿日直勤務のみに従事させる場合

（令和3年2月18日付け基発0218第1号）

一般には「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」の申請が必要となるが、医師においては「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」による申請を行うことができる。

なお、宿日直手当の額については、昭和22年9月13日付け発基第17号通達において、所轄労働基準監督署長が同通知に示す基準によることが著しく困難又は不適當と認めたものについては、その基準にかかわらず許可できるとされている。



厚生労働省 宿日直許可申請に関する解説資料（参考事例）より

https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

医療機関における宿日直許可事例

（注）以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

病棟当直等		【ポイント】「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」として定期的な病棟回診等が認められる場合がある。	
救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	精神科、心療内科		
病床数	170床	労働者数	150人
対象者数等	勤務医1人、他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):18時～翌8時45分 日直(月1回):土13時～17時、日祝9時～17時		
対象業務	非常事態に備えての待機、定期回診		
労基署の調査概要	過去3か月間の実績を調査。宿直勤務では、約30分の定期回診と入院患者の容態急変に備えた病棟管理。回診は、1～3階病室を巡回し、処置の必要な患者は看護師が回診時に案内するが、1回2件程度、発熱診察や転倒等による軽傷処置。病棟管理では診察を要する事案の発生頻度は1日最大5件、平均1件程度(1件約32分)。		
救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科(呼吸器、消化器、循環器)		
病床数	40床	労働者数	100人
対象者数等	勤務医14人(うち非常勤医師14人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回):20時～翌9時(日・月・水・金・土)、17時～翌9時(火・木)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月の実績について調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、少数の軽傷の外来患者の間診実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数は、月0～3件。 ・対応時間は、1件当たり5分程度(最大で20分)。 ○ 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務は、入院患者の死亡確認、搬送される救急患者(診察のみ。手続等は看護師対応)の対応があるが、数か月に1回発生する程度。 		
救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、アレルギー科、リウマチ科、外科、呼吸器科、胃腸科		
病床数	140床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医30人(うち非常勤医師29人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回):21時～翌8時(平日) 18時～翌8時(土日祝) 日直(1人当たり月1回):8時～18時(日祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の容体急変時の薬の投与(必要性及び投与薬を判断し、看護師に指示) <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数は、1日0～1件 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・高度な措置が必要な場合の大規模病院への移送指示 <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たり5～10分程度。 ・死亡確認 <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数は、1日0～1件。 対応時間は、1件当たり20分程度。 		
ICU、救急		【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。	
救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、病理診断科、精神科		
病床数	350床	労働者数	900人
対象者数等	勤務医44人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):18時～翌9時 日直(月1回):9時～18時		
対象業務	ICU(集中治療室)の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応		
労基署の調査概要	最大収容患者数4人のICUにおいて、 <ul style="list-style-type: none"> ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する「処置確認」(約2分) ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼出対応」(約20分) 休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務医による対応なし。		
救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、外科、小児科、リハビリテーション科、麻酔科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、皮膚科		
病床数	300床	労働者数	520人
対象者数等	臨床検査技師8人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):21時～翌8時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機、簡易な検査		
労基署の調査概要	過去4か月間の実績を調査。通常勤務では血液を対象としたガス検査(酸素や二酸化炭素の分圧測定)や骨密度検査、エコー検査等の各種検査を行う一方、宿直勤務では患者が救急搬送された場合でも血液検査(約20分)、尿検査(約5分)、心電図検査(約5分)、溶連菌等の簡易検査(約5分)のみ。対応が発生した日も1日2人程度、合計約40分。		

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急病院		【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。	
救急指定の別	一次救急病院		
診療科・部門	内科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、整形外科		
病床数	50床	労働者数	80人
対象者数等	他病院からの受入医7人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):18時～翌8時30分 日直(月2回):9時30分～翌8時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機、診察		
労基署の調査概要	<p>過去1か月間の実績を調査。通常の勤務時間と同態様の業務の発生は、1か月間に6回、戻もちの診察(約5分)や死亡確認(約10分)等(合計約45分)。医師2人について、宿直日ごとの間隔が6日以上開いていない週がみられたものの、1か月間の宿直回数は4回以下となっており、また、勤務の労働密度が薄いため、週1回の限度を満たしているとして許可。宿日直手当額は、17号通達記2イによるものが著しく困難として、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金額から算出した日額の3分の1の額を参考に評価。</p>		
救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	精神科、神経科、内科、皮膚科、リハビリテーション科、歯科		
病床数	380床	労働者数	420人
対象者数等	勤務医18人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):17時15分～翌8時30分		
対象業務	緊急事態に備えての待機、定期回診、検査		
労基署の調査概要	<p>過去3か月間の実績を調査。輪番日に最大2人の救急患者を受入。輪番日には医師2人、非輪番日には医師1人が宿直。病棟を回診し、45人程度の要注意患者を目視確認し、回診結果をデータ入力(約40分)。睡眠中の患者が多く回診時間は僅か。宿直日の夕食(約10分)、朝食(約5分)を検査。救急患者の受入時の診察等に月平均7件程度。二次救急の輪番日に新規患者の受入の際は約2時間程度要するが、通常の救急外来で通院歴のある患者の受入の際は約1時間。入院患者の急変や死亡対応が月平均3件程度(1件約1時間)。</p>		

救急病院		【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。	
救急指定の別	三次救急病院		
診療科・部門	内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科等31科目		
病床数	300床	労働者数	600人
対象者数等	勤務医47人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回):23時～翌8時30分(毎日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<p>○ 宿直勤務は17時から開始。17時以降は通常業務には従事せず、 ①救急外来患者のうち軽症者に対する診察等 ②入院患者の容体の変動への対応を行う。 本申請は救急外来患者への対応件数が減少する23時以降の時間帯に限定して許可申請の対象とするもの(17時から23時までは時間外労働として扱う。)</p> <p>○ 直近3か月の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ①救急外来患者への対応 対応時間は、1件当たり25～40分。 重症患者の場合は、オンコール医師へ連絡。 ②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり20～30分。 原則、主治医が対応。主治医から指示があった場合は看護師等に指示。 ○ ただし、23時以降の対応患者数は年間平均2人程度。 ○ 十分な睡眠時間が確保されている。</p>		

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、糖尿病内科、外科肛門科、整形外科、脳神経外科、乳腺外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、歯科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻薬科		
病床数	200床	労働者数	390人
対象者数等	勤務医8人、他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回):17時～翌8時30分(月～土) 日直(1人当たり月1回):9時～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<p>○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急搬送又は外来患者が来院しても、宿日直勤務に従事する医師の専門外である場合には対応可能な病院を案内する。 ○ 入院患者の急変時に宿日直勤務医が処置の判断を行えない場合は担当医師に連絡する。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変時の診察 :発生頻度は、3か月(92日間)のうち宿直勤務で71件(1勤務平均0.9件)、日直勤務で19件(1勤務平均1.5件)、1件当たり、30分未満。 ・救急患者の診察 :発生頻度は、3か月(92日間)のうち、宿直勤務で47件(1勤務平均0.6件)、日直勤務で17件(1勤務平均1.3件)1件当たり、30分未満。</p>		

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急病院 【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、外科、眼科、皮膚科、放射線科、麻酔科		
病床数	200床	労働者数	360人
対象者数等	勤務医4人、他病院からの受入医15人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(月～金) 13時～翌8時30分(土のみ) 日直(1人当たり月1回) : 8時30分～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の医療機関が交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。 当該病院の救急患者の受入れは月1～2日であるが、手術等を要する重症患者は受け入れない。 ○ 輪番日以外では軽症者のみの受入れ。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の急変時の対応として、次の業務がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・主治医の指示に基づく処方箋の発行 ・緊急手術が必要な場合は他病院へ搬送 ・これらの各業務1件当たり、5～10分程度。 ・救急患者の対応として、次の業務がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・診察・症状説明 ・1件当たり、10～20分程度。 ・検査指示、処方箋発行、ホッチキス縫合 ・これらの各業務1件当たり、5～10分程度。 ・ガーゼ交換、傷の洗浄 ・これらの各業務1件当たり、5分程度。 ・気管挿管、死亡確認・死亡診断書作成 ・これらの各業務1件当たり、10～15分程度。 ・入院患者の急変時の対応及び救急患者の対応に係る業務の発生頻度は、宿日直勤務では合計89日間のうち56日(のべ100人)、日直勤務では合計12日間のうち10日(のべ25人)。 		

許可回数特例 【ポイント】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合がある。

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、リハビリテーション科		
病床数	170床	労働者数	130人
対象者数等	勤務医2人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回) : 17時～翌8時30分 日直(月2回) : 土12時30分～17時30分、日祝9時～17時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<p>過去3か月間の実績を調査。</p> <p>調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を超えていたが、宿直については週1回以内とすることが可能。日直については、僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機業務であることから、日直に限り月2回許可。</p>		
救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科		
病床数	170床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医1人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週2回) : 17時30分～翌8時30分(毎日)		
対象業務	非常事態に備えての待機、問診等		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去0.5か月間の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数は、1日0～1件。 ・対応時間は、1件当たりの所要時間は5～10分程度。 ○ 勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿日直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。 		

医療機関における宿日直 不許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

通常業務との分離 【ポイント】通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。(※)

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、化学療法科、病理診断科		
病床数	340床	労働者数	490人
対象者数等	勤務医29人		
宿日直勤務時間	日直(月1回) : 14時～17時		
対象業務	緊急事態に備えての待機、文書又は電話收受等		
労基署の調査概要	<p>過去1か月間の実績を調査。</p> <p>救急指定病院として月25日程度、救急患者を受入。</p> <p>日直勤務日の14時までは時間外労働として勤務し、14時以降は宿直室に移動して待機。</p> <p>ほぼ毎回、14時以降も患者への治療等が複数回発生(合計約30分～2時間)。</p> <p>終業時刻に密着して行う短時間の断続的な労働と判断</p>		

(※) 始業又は終業時刻に密着して行う短時間(おおむね4時間程度未満)の監視又は断続的な労働は、日直の業務として許可の対象とならない。
(昭和43年4月9日付け基収797号)

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	精神科		
病床数	390床	労働者数	290人
対象者数等	勤務医14人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時30分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時30分～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が1か月交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医師の他にオンコール医師(精神保健指定医)を配置。 ○ 宿日直中の業務としては、病棟の定時的巡視がある。 : 発生件数は、1日1件。 : 対応時間は、35分程度。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の転倒時の処置 : 年2～3回。1件当たり1時間程度。 ・外来患者に対する薬の処方 : 輪番月で月20回。1件当たり10分程度。 ・患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成) : 年1回以下。1件当たり30分程度。 		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	精神科		
病床数	210床	労働者数	160人
対象者数等	勤務医5人、他病院からの受入医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 18時15分～翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時(土日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外来・電話対応		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番病院として対応。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変への対応 : 発生頻度は92日中45日。 : 対応時間は1件当たり20分程度。 ・当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等が発生するが、1日平均30分程度。 		

精神科

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、歯科		
病床数	330床	労働者数	310人
対象者数等	勤務医9人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時15分～翌8時45分(月～土) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時15分(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直のうち1回が救急指定当番日。 ○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の收受を実施。 ・問診 : 発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回。対応時間は、1件当たり10分程度。 ・電話の收受 : 発生件数は、宿直中月67回、日直中月21回。対応時間は、1件当たり2～10分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院受入れ : 発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回。対応時間は、1件当たり15分程度。 ・死亡確認を行うことがある。 : 対応時間は、1件当たり15分程度。 		

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、消化器科		
病床数	170床	労働者数	120人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌9時(月～金) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(土日のみ) ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日程度)に係るもの。		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ・救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済み。 ・救急指定当番日については、22時以降の宿直のみ許可を得ていたが、その後の業務実績から、日直及び17時から22時までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であることを確認した上で、改めて救急指定当番日の宿日直全体について許可申請に至ったもの。 ○ 過去1年間の実績を調査。 ・過去1年間における救急指定当番日は43日。 ・うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・救急外来患者等の対応 : 発生件数は、宿直中月4回、日直中月1回 : 対応時間は、1件当たり30分程度。 ○ 宿日直時間帯には、看護師のほか、外部からの電話連絡等に対応するための事務員を配置し、一次対応を行うなどタスクシェアを図っている。 		

医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

精神科

救急指定の別	一次救急病院		
診療科・部門	内科、脳神経内科、精神科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科		
病床数	680床	労働者数	540人
対象者数等	他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	日直(1人当たり月1回) : 9時～18時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 精神科病棟について医師1名、内科病棟について医師1名が、それぞれ日直勤務を担当。 ○ 宿日直勤務では、病棟内定期巡回(1勤務当たり 1回・10分程度)のほか、患者の問診、看護師等に対し、次の指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病棟 <ul style="list-style-type: none"> :服薬・身体拘束等の指示。 発生件数は、3か月間で16回 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・内科病棟 <ul style="list-style-type: none"> :服薬・点滴等の処置を指示。 発生件数は、3か月間で17回 対応時間は、1件当たり5分程度。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡確認 <ul style="list-style-type: none"> :発生件数は、3か月間で5回、 対応時間は、1件当たり30分程度。 		

産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	15床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 18時～翌9時(火・水・木・日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) <ul style="list-style-type: none"> :発生件数は、月3件。 対応時間は、1件当たり20分程度。 ・外来患者の診察 <ul style="list-style-type: none"> :発生件数は、月6件。 対応時間は、1件当たり10分程度。 		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	12床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 19時～翌9時(月のみ) 17時～翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院・外来患者の分娩対応 <ul style="list-style-type: none"> :対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)、日直で月最大1件。 対応時間は、1件当たり平均54分。 ・宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大1件。宿日直医師の対応時間は約1時間。 ○ 宿日直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。 		

産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産婦人科		
病床数	19床	労働者数	30人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(日・祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去2か月間の実績を調査。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) <ul style="list-style-type: none"> :発生件数は、月1件。 対応時間は、1件当たり30分程度。 ・分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。 ・帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。 ○ 宿日直に対応できる労働者がいない場合は院長が対応。 		

断続的な宿直又は日直勤務の許可申請について

○ 申請前にチェックしましょう

- 申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である。
- 申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである。
- ベッド・寝具など睡眠が可能な設備がある。
- 申請を考えている宿日直業務は、通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものである。
- 始業・終業時刻に密着して行う短時間の業務態様ではない（4時間未満ではない）。
- 救急患者の診療等通常勤務と同態様の業務が発生することはあっても、稀である。
- 実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運用されている（宿日直の従事者の認識も同様である）。

※ こちらもご確認ください！

- 一部の診療科のみ、一部の職種のみ、一部の時間帯のみの許可を申請することもできます。
- 申請をするかどうか迷った場合など、県の医療勤務環境改善支援センターに相談することができます。
なお、相談時に得た情報は支援のために使用するものであり、取締り目的で使用されません。
- 宿日直許可を得ずに行う宿日直は通常の労働時間として取扱う必要があります。
- 許可を得た宿日直業務中に通常の労働が発生した場合には、労働時間として取扱うことが必要です。

○ 断続的な宿直又は日直勤務許可申請の全体の流れ

- (1) 「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」（様式第10号）の作成・提出
- (2) 労働基準監督署による書類審査
- (3) 申請書類に不備等がなければ、実地調査（訪問調査）
- (4) 実地調査で、申請書と実際の勤務に違いがないかを確認
- (5) 問題がなければ「断続的な宿直又は日直勤務許可書」の交付

○ 「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」の作成・提出

（添付資料は個別事案によって異なる場合がある）

- (1) 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書（様式第10号）（2部）
- (2) 勤務態様について
- (3) 宿日直勤務者の賃金一覧表（職種別に作成）
- (4) 平面図（宿直室の場所がわかるように色を付ける。巡回があれば、その場所の図面を含み、宿直設備の概要がわかるものを含む）
- (5) 賃金台帳（宿日直対象者全員分）
- (6) 宿日直予定表（宿日直期間の宿直日直勤務の従事回数わかるもの）
- (7) 宿日直の日誌の写し等（宿日直時における外来や病棟の過去の件数と時間数がわかるもの）
- (8) 通常の労働時間と宿日直業務の記載がある就業規則（表紙と該当条文の抜粋でも良い）もしくは雇用契約書（全員でなくても良い）の写し

○ 実地調査（訪問調査）時の確認事項（例）

全体の流れ

- (1) 宿直室の確認
- (2) 定期巡視（見回り）コースの確認 ⇒ 監督官と一緒に回る
- (3) 面談（職種別）
- (4) 宿日直の日誌の確認

面談時に聞かれること（例）

- (1) 勤務の態様
 - ・宿・日直の勤務時間
 - ・業務的に、負担はどうか？
 - ・時間外の外来患者は、どのくらいいるのか？
 - ・死亡患者の件数は？
 - ・その他突発的なもので、どの様なものがあるのか？
 - ・緊急時の入院患者の対応頻度は？（過去の例から）
- (2) 宿日直手当金額
- (3) 宿日直の回数
- (4) 就寝設備（睡眠時間がしっかり取れているか？宿日直室でどの様にしているか？）

面談は、実際に、宿日直勤務をしている職員と行う。

申請する職種ごとの面談で、医師の宿日直の申請をする場合は、医師と面談することになる。事務の宿日直も一緒に申請するなら、医師と事務ともに面談する。

○ 宿直・日直勤務許可申請書の提出から許可書の受取まで

申請書類に不備がなければ、申請書を提出してから実地調査が行われ、問題がなければ、「断続的な宿直又は日直勤務許可書」が発行される。

なお、「断続的な宿直又は日直勤務許可書」には、有効期限はない。

まとめ

- (1) 本来業務は処理せず、常態としてほとんど労働する必要のないこと（通常勤務の継続となる場合は、宿日直許可が認められないため、通常勤務と切り分けて宿直業務に入ること）
- (2) 宿日直の回数（宿直：週1回・日直：月1回）
- (3) 宿直時は、夜間に十分な休息がとれること
- (4) 宿日直手当の賃金（1人1日平均額の3分の1以上）

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

様式第10号（第23条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
医療業		佐賀県勤改センター病院		佐賀県佐賀市水ヶ江OT目△△番△△△号（〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇）	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	8人	1人	自 17時30分から 至 翌8時30分まで	1箇月に2~4回	10,000円
	就寝設備	当直室、ベット、机、椅子、冷蔵庫、空調設備、シャワーの設備あり			
勤務の態様	入院患者の急変対応、看護師への指示、稀な時間外来院患者への対応				
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1回の日直手当
	5人	1人	自 8時30分から 至 17時30分まで	1箇月に1回	10,000円
	勤務の態様	入院患者の急変対応、看護師への指示、稀な時間外来院患者への対応			

年 月 日

佐賀 労働基準監督署長 殿

 職名 佐賀県勤改センター病院
 医院長
 使用者 氏名 勤改太郎

㊞



宿日直手当の計算例

断続的な宿直又は日直勤務許可申請（添付資料）

宿直又は日直勤務手当の算定

① 従事予定者 8 名

② 従事予定者の賃金額一覧（月額）

氏名	満年齢	基本給	諸手当の名称及び金額			合計額
			技術手当	手当	手当	
勤改 春子	40	450,000円	20,000円	円	円	470,000円
勤改 一郎	35	600,000円	20,000円	円	円	620,000円
勤改 夏子	45	550,000円	20,000円	円	円	570,000円
勤改 次郎	25	500,000円	円	円	円	500,000円
勤改 秋子	33	600,000円	円	円	円	600,000円
勤改 三郎	27	550,000円	円	円	円	550,000円
勤改 四郎	41	700,000円	円	円	円	700,000円
勤改 冬子	28	550,000円	円	円	円	550,000円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
総合計		4,500,000円	60,000円	円	円	4,560,000円

※1 申請時の賃金を記入して下さい。

※2 記載する賃金は通常の所定労働時間に支払われる賃金です（時間外・休日労働手当等の所定労働時間以外の賃金及び割増賃金の算定基礎に算入しない家族手当・通勤手当、賞与等は記載する必要はありません）。

③ 1人1日平均賃金額の1/3の算定

合計賃金額	労働者数	1人1ヶ月平均額 (A)
4,560,000円÷	8人=	570,000円
1人1ヶ月平均額 (A)	1ヶ月平均労働日数 (日)	1人1日平均額 (B)
570,000円÷	20日=	28,500円
1人1日平均額 (B)		1人1日平均額の1/3
28,500円÷	3=	9,500円

上記のとおり相違ありません。

 令和 年 月 日

事業場名 佐賀県勤改センター病院

代表者職氏名 医院長 勤改太郎 印

※ 宿日直する医師が全員外部医師の場合は、賃金構造基本統計調査の医師の賃金額を参考にする。

添付資料例

断続的宿日直勤務許可申請添付資料(任意様式)

事業の種類		男	医師	指導員(教員)
事業場名		女	(准)看護師	栄養士・調理員
代表者	(担当者)	労働者数	助産師	介護士
所在地	(TEL)	計	薬剤師	事務員
			技師	その他
所定労働時間 (通常勤務)	始業時間	(交替(時差)勤務がある場合はその概略)		
	終業時間			
	休憩時間	(宿直対象の診療科・部門)		
対象者の職 種及び人数	A(医師)	人	D()	人
	B(看護師)	人	E()	人
	C()	人	F()	人
業務内容				
救急指定の有・無	病床数	床	常時入院患者数	名 過去3か月間の終業時刻以降の救急患者数
宿 直	総員数	名	名	一定期間の 一人の回数
	1回の員数	名	名	1か月 回 1か月 回
	就寝設備	専用の宿直室の有・無	一人当たりの広さ	() m ²
		無の場合は代替設備は何か	寝具の備え付け	() 人分
		()	冷暖房設備の有・無	()
勤 務 の 態 様	病室等の定時巡回	有 (宿直勤務中	回、延約	分)・無
	定時検温	有 (宿直勤務中	回、延約	分)・無
	その他の業務	()		
勤務時間	16 17 18 19 20 21 22 23 24 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15			
日 直	総員数	名	一人の回数	(1週・1か月・) 回
	1回の員数	名	1回の手当額	円 終了時刻
	就寝設備	病室等の定時巡回	有 (日直勤務中	回、延約
		分)・無		
		定時検温	有 (日直勤務中	回、延約
	分)・無			
その他の業務	()			
勤務時間	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 1 2 3 4			
宿・日直手当額	宿日直手当額	宿日直勤務予定の同種労働者1人1日平均額		
	円 >	円 ÷ 3 (※別添賃金一覧表)		
備考				

上記のとおり相違ありません。

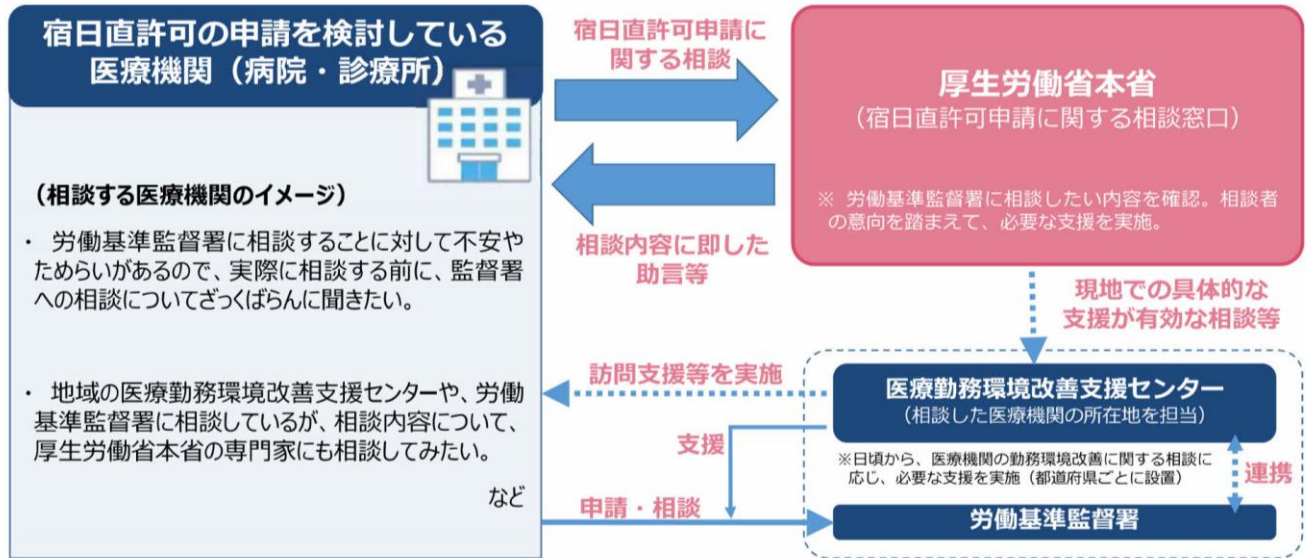
令和 年 月 日

事業場名

記載者職氏名

医療機関の宿日直許可に関するご相談について

- ◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置
 - ◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答
- ※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理アドバイザー）が必要な支援を実施



厚生労働省相談窓口には相談用のメールフォームがあります。

いきいき働く医療機関サポートWeb⇒医師の働き方改革の制度解説⇒医療機関の宿日直許可申請に関する支援と相談窓口

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html

佐賀県医療勤務環境改善支援センター

〒840-0054 佐賀市水ヶ江一丁目12番10号 佐賀メディカルセンター4F

一般社団法人佐賀県医師会事務局内

電話番号：（代表窓口）0952-37-1414

（専用窓口）080-8364-1808

ホームページ：<https://www.sagakinkai.org/>

メールアドレス：sma@saga.med.or.jp

平日 午前9:00～午後5:00 ※8月13日～8月15日及び12月29日～1月3日を除く